

議案第 19 号

名張市体育施設使用条例の一部を改正する条例の制定について
(具申)

名張市体育施設使用条例（昭和 5 2 年条例第 3 4 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 元年 8 月 2 9 日提出

名張市教育委員会
教育長 上 島 和 久

名張市体育施設使用条例の一部を改正する条例の制定について

1. 改正理由

スポーツの振興を図ることを目的に、名張市民ホッケー場を体育施設に位置付け、その使用に係る利用時間及び使用料を定めるため、所要の改正を行うものである。

2. 改正内容

(1) 施設の追加

名張市民ホッケー場

(2) 利用時間

午前9時から日没までの時間のうち、市長が定める時間

(3) 使用料

団体利用の場合において、3時間につき1,500円（半面にあつては、750円）とし、学校等の利用のときは、その2分の1の額とする。

3. 施行期日

令和元年10月1日（一部規定については、公布の日）から施行する。

名張市体育施設使用条例の一部を改正する条例

名張市体育施設使用条例（昭和52年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条中「新田ゲートボール場」を「新田ゲートボール場
名張市民ホッケー場」に改める。

第5条第1項の表に次のように加える。

名張市民ホッケー場	午前9時から日没までの時間のうち、市長が定める時間
-----------	---------------------------

別表第1中

「

新田ゲートボール場	団体利用	3時間につき	500	(1) 学校等の使用料は2分の1とする。 (2) 3時間を超える利用については3時間を単位として加算する。
-----------	------	--------	-----	--

を

「

新田ゲートボール場	団体利用	3時間につき	500	(1) 学校等の使用料は2分の1とする。 (2) 3時間を超える利用については3時間を単位として加算する。	
名張市民ホッケー場	団体利用	全面	3時間につき	1,500	(1) 学校等の使用料は2分の1とする。 (2) 3時間を超える利用については3時間を単位として加算する。
		半面		750	

に改める。」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 名張市民ホッケー場に係る利用の許可、使用料の徴収その他名張市民ホッケー場を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

名張市体育施設使用条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行																														
<p>(施設)</p> <p>第2条 この条例における体育施設は、次のとおりとする。</p> <p>名張市民プール 名張市民テニスコート 名張市民野球場 名張市民陸上競技場 名張市総合体育館 薦原公園テニスコート 薦原公園ソフトボール場 つつじが丘公園テニスコート つつじが丘公園運動場 八幡二号公園運動場 名張市ターゲット・バードゴルフ場 滝之原体育館 滝之原運動場 錦生体育館 錦生運動場 国津体育館 国津運動場 長瀬体育館 新田ゲートボール場 <u>名張市民ホッケー場</u></p> <p>(利用時間)</p> <p>第5条 体育施設の利用時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは変更することができるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">体育施設名</th> <th style="width: 40%;">利用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名張市民プール～新田ゲートボール場</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>名張市民ホッケー場</td> <td>午前9時から日没までの時間のうち、 市長が定める時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>別表第1 (第9条関係)</p> <p style="text-align: center;">名張市体育施設</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">施設名</th> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 10%;">単位</th> <th style="width: 10%;">使用料 (円)</th> <th style="width: 10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名張</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	体育施設名	利用時間	名張市民プール～新田ゲートボール場	(略)	名張市民ホッケー場	午前9時から日没までの時間のうち、 市長が定める時間	施設名	区分	単位	使用料 (円)	備考	名張					<p>(施設)</p> <p>第2条 この条例における体育施設は、次のとおりとする。</p> <p>名張市民プール 名張市民テニスコート 名張市民野球場 名張市民陸上競技場 名張市総合体育館 薦原公園テニスコート 薦原公園ソフトボール場 つつじが丘公園テニスコート つつじが丘公園運動場 八幡二号公園運動場 名張市ターゲット・バードゴルフ場 滝之原体育館 滝之原運動場 錦生体育館 錦生運動場 国津体育館 国津運動場 長瀬体育館 <u>新田ゲートボール場</u></p> <p>(利用時間)</p> <p>第5条 体育施設の利用時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは変更することができるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">体育施設名</th> <th style="width: 40%;">利用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名張市民プール～新田ゲートボール場</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>別表第1 (第9条関係)</p> <p style="text-align: center;">名張市体育施設</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">施設名</th> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 10%;">単位</th> <th style="width: 10%;">使用料 (円)</th> <th style="width: 10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名張</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	体育施設名	利用時間	名張市民プール～新田ゲートボール場	(略)	施設名	区分	単位	使用料 (円)	備考	名張				
体育施設名	利用時間																														
名張市民プール～新田ゲートボール場	(略)																														
名張市民ホッケー場	午前9時から日没までの時間のうち、 市長が定める時間																														
施設名	区分	単位	使用料 (円)	備考																											
名張																															
体育施設名	利用時間																														
名張市民プール～新田ゲートボール場	(略)																														
施設名	区分	単位	使用料 (円)	備考																											
名張																															

改正案					現行				
市民プール～長瀬体育館	(略)	(略)	(略)	(略)	市民プール～長瀬体育館	(略)	(略)	(略)	(略)
新田ゲートボール場	団体利用	3時間につき	500	(1) 学校等の使用料は2分の1とする。 (2) 3時間を超える利用については3時間を単位として加算する。	新田ゲートボール場	団体利用	3時間につき	500	(1) 学校等の使用料は2分の1とする。 (2) 3時間を超える利用については3時間を単位として加算する。
名張市民ホッケー場	団体利用	全面	3時間につき	1,500	(1) 学校等の使用料は2分の1とする。 (2) 3時間を超える利用については3時間を単位として加算する。				
		半面		750					
備考	(略)				備考	(略)			